

令和4年度 東京都水防計画の主な改定ポイント

1 令和4年度水防上注意を要する箇所

都が管理する一級・二級河川における水防上注意を要する箇所を現場精査のうえ、下表のとおり改定する。

種別	基準	令和3年度 (箇所)	令和4年度 (箇所)	増減 (R4-R3)
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所	81	79	△2
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所	4	6	2
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗堀及び水衝部のため、その強さに注意する箇所	14	13	△1
りっこう 陸 閘	陸閘（堤防や護岸を連続させられない場合に設けた開閉式の門扉）が設置されている箇所	22	23	1
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所	134	123	△11
合計		255	244	△11

【改定箇所】

資料編 4

資料 4.1 水防上注意を要する箇所（都管理河川）

2 高潮特別警戒水位の設定範囲拡大

- これまで 12 区を対象に設定していた「高潮特別警戒水位」について、17 区を対象を拡大。
- 「高潮特別警戒水位」に達した場合に、「高潮氾濫発生情報」を発表。
- 令和4年度内に運用を開始。

【改定箇所】

第4章 水防活動

4.5.7 水位周知海岸（都管理）

3 石神井川の洪水予報河川の指定及び運用

- 水位周知河川として運用していた石神井川を洪水予報河川に指定し運用。（雨量予測と水位予測を基に氾濫の恐れがある場合に、東京都と気象庁が共同で「氾濫危険情報」を発表。）
- 令和4年度内に運用を開始。

【改定箇所】

第4章 水防活動

4.5.2 洪水予報河川（都管理・県管理）